２０２６年 １１月 １１日
九州電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，この度，電気事業法第 21 条第２項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2026 年 12 月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間に適用）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので，電気事業法施行規則第 36 条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ(ｲ)ｅおよび(ﾛ)ｅに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表２（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１） 別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ(ｲ)ｅおよび(ﾛ)ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	3.88	0.35
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	7.77	0.71
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	15.54	1.41
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	23.30	2.12
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	38.84	3.53
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	38.84	3.53
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	11.60	1.05
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	23.20	2.11
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	11.60	1.05

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯Ａ		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.31	0.03
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.63	0.06
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	6.26	0.57
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	6.26	0.57
臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	6.58	0.60
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	3.29	0.30
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力0.5キロワット	1.65	0.15
契約電力１キロワット	3.29	0.30
契約電力２キロワット	6.58	0.60
契約電力３キロワット	9.87	0.90
契約電力４キロワット	13.16	1.20
契約電力５キロワット	16.45	1.50
深夜電力Ａ		
１契約につき	100.00	9.09
従量制供給の場合		
１キロワット時につき	1.00	0.09
高圧で供給を受ける場合		
１キロワット時につき	0.50	0.05
2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75
臨時電灯Ａ		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	14.81	1.35
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力0.5キロワット	7.40	0.67
契約電力１キロワット	14.80	1.35
契約電力２キロワット	29.61	2.69
契約電力３キロワット	44.41	4.04
契約電力４キロワット	59.21	5.38
契約電力５キロワット	74.01	6.73
深夜電力Ａ		
１契約につき	450.00	40.91
従量制供給の場合		
１キロワット時につき	4.50	0.41
高圧で供給を受ける場合		
１キロワット時につき	2.30	0.21

（2） 別表２（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
臨時電灯Ａ		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078
臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	0.898	0.082
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力0.5キロワット	0.224	0.020
契約電力１キロワット	0.449	0.041
契約電力２キロワット	0.898	0.082
契約電力３キロワット	1.346	0.122
契約電力４キロワット	1.795	0.163
契約電力５キロワット	2.243	0.204
深夜電力Ａ		
１契約につき	13.640	1.240
従量制供給の場合		
１キロワット時につき	0.136	0.012
高圧で供給を受ける場合		
１キロワット時につき	0.098	0.009